

事業概要書

事業名	砂防等事業(地すべり対策事業)	路線名等	ほうくいき 宝区域
-----	-----------------	------	--------------

1. 事業のあらまし

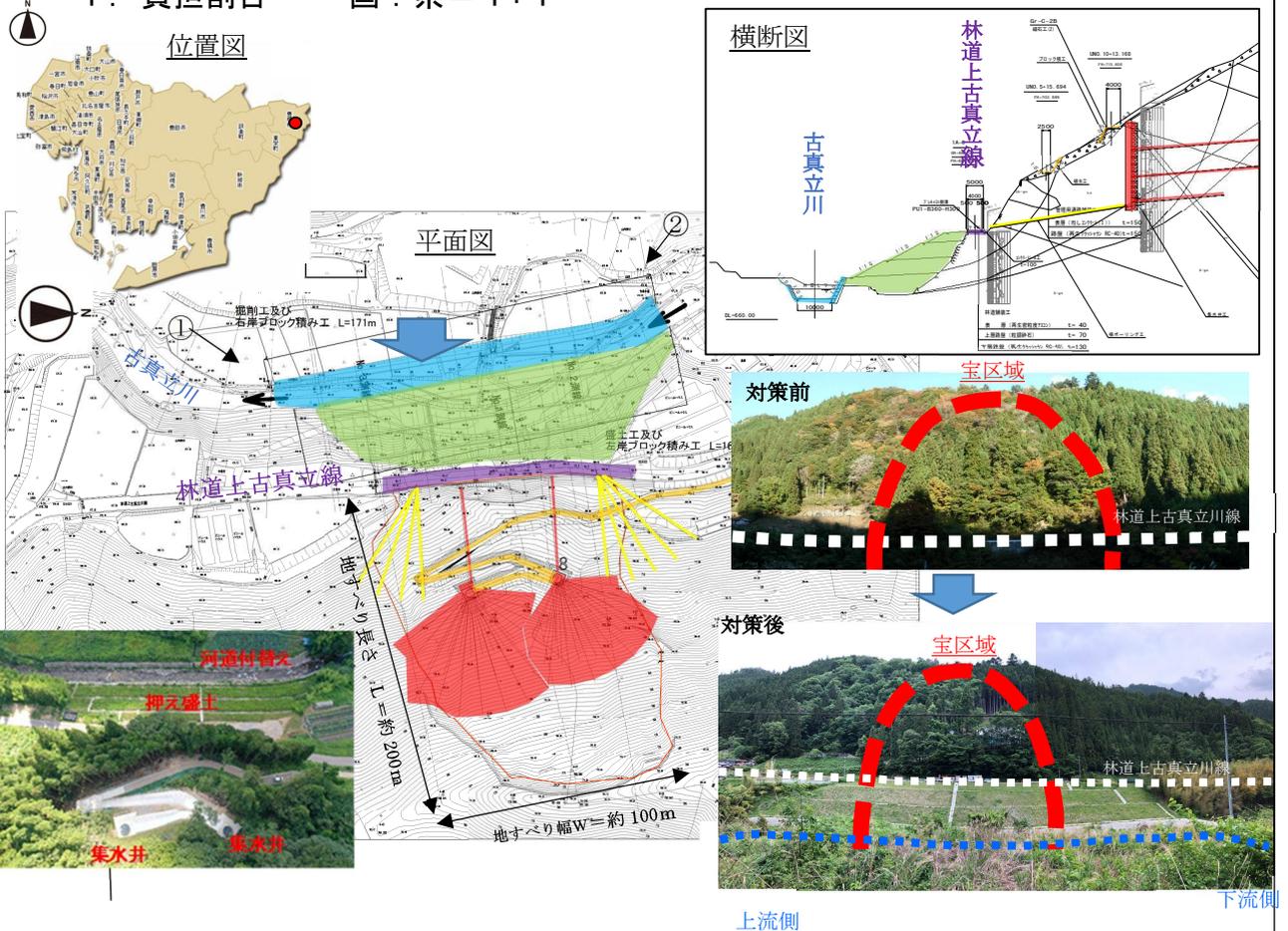
宝区域は、奥三河の三河山地に位置し、地すべりの幅が約 100m、長さ約 200mの地すべり防止区域である。ひとたび地すべり現象が活発化し斜面の崩壊が発生した場合には林道や農地が被災するとともに一級河川古真立川の河道閉塞により、上流の人家に湛水被害が発生する恐れがある箇所であった。

このため、2010 年度より事業に着手し 2020 年度に完成した。

必要な施設が設置され、現在までに健全に機能を発揮していることから、目標は達成されている。

2. 事業概要

- | | |
|----------|---|
| a. 事業箇所 | きたしたら とよね
北設楽郡豊根村地内 |
| b. 事業内容 | 集水井工 2 基、河川付替工 L=170m、押え盛土工 V=33,000m ³
横ボーリング工 9 本 |
| c. 全体事業費 | 6.2 億円 |
| d. 事業期間 | 2010~2020 年度 |
| e. 根拠法令 | 地すべり等防止法 |
| f. 負担割合 | 国：県 = 1：1 |



事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	砂防等事業(地すべり対策事業)					
地区名	ほうくいき 宝区域					
事業箇所	きたしたら とよね 北設楽郡豊根村地内					
事業のあらまし	<p>宝区域は、奥三河の三河山地に位置し、地すべりの幅が約100m、長さ約200mの地すべり防止区域である。</p> <p>この区域は、2010年7月の豪雨により地すべり現象が発生し、道路や河川護岸にクラックが確認された。</p> <p>また、地すべり現象が活発化し斜面の崩壊が発生した場合には林道や農地が被災するとともに一級河川古真立川<small>こまだてがわ</small>をせき止め、上流の人家に湛水被害が発生する恐れがある箇所であった。</p> <p>このため、2010年度より地すべり対策事業に着手し2020年度に完成した。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>人家10戸、農地、天竜川水系古真立川、林道上古真立川線を地すべりによる被害から保全する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	6.2億円		□工事費4.6億円、□設計測量調査1.5億円、□用補費0.1億円			
事業期間	採択年度	2010年度	着工年度	2010年度	完成年度	2020年度
事業内容	集水井工2基、河川付替工L=170m、押え盛土工V=33,000m ³ 、横ポーリング工9本					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>地すべり対策施設は、現在も健全な状態を保っており、完成後5年間で発生した豪雨に対しても、地すべり活動は再発していない。</p> <p>人家10戸、農地、河川及び林道を地すべりによる被害は発生していない。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>地すべり現象は収まっており、地すべり被害も発生していないことから、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし</p>				

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績
事業期間		2010年～2016年	2010年～2020年
事業費 (億円)	調査設計費	0.6億円	1.5億円
	工事費	4.0億円	4.6億円
	用地補償費	0.1億円	0.1億円
	合計	4.7億円	6.2億円
効果の 算定要因	保全対象人家	10(戸)	10(戸)
	河川、林道	307(m)	307(m)
	農地	1.23(ha)	1.23(ha)

②事業効果の
発現状況

【事業期間に対する評価】

事業の完了年度を2016年から2020年に延伸した理由は、本事業で使用した盛り土(約3.3万m³)の確保に日時を要したことや猛禽類の生息環境調査等に日時を要したためである。これらの要因は事業を完了させるためには、やむを得ないものであった。

【事業費に対する評価】

事業費が約1.5億円増額した理由は、事業実施期間中に労務単価等が約1.5倍に上昇したことによる工事費の増額や事業期間延伸による地すべり観測期間の増加及び猛禽類の生息環境調査の実施による調査設計費の増額によるものである。これらの要因は、本事業を完了させ事業効果を得るためには、不可欠な費用であった。

【効果の算定要因に対する評価】

保全する人家の戸数や河川、林道、農地といった保全対象の状況に変化はみられない。従って、事業効果は計画どおり発現している。

③事業実施による環境の変化

自然環境への影響を低減するため、樹木伐採や地形改変を必要最小限に抑え、また施工により生じた法面には緑化を施している。事業完了から数年が経過した現在では、順調に植生が回復しており、環境への影響は最小限に抑えられたと判断する。

III 対応方針(案)

今後の事後評価の必要性

事業目標を達成しており、事業の効果の発現も認められ、環境への変化も問題ないため今後の事後評価は不要と考えられる。

改善措置の必要性

新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものと考えられる。

同種事業に反映すべき事項

奥三河地域では、猛禽類等の希少動物が多く生息しているため、当初の計画時において専門家との調整を入念に行い、事業の円滑な実施につなげることが重要であると考えられる。また、盛土材料の調達にも時間を要したが、地域特性を踏まえ、計画段階から関係者との調整を行うことが重要であるとする。

IV 事業評価監視委員会の意見

V 対応方針